

しばた 市議会だより

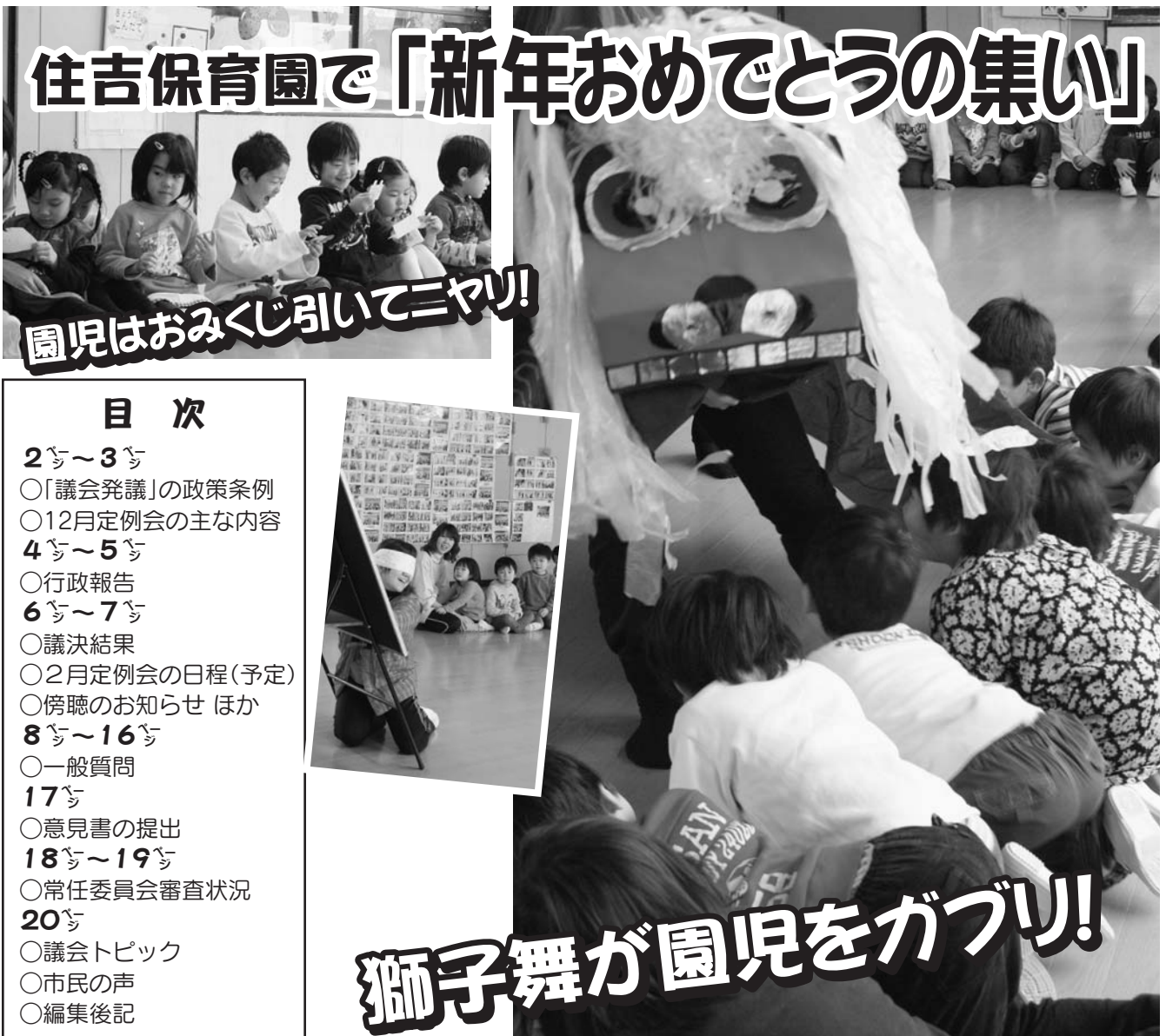
第90号

平成21年
1月31日

議会事務局
中央町4-10-4
☎(0254)22-3101
e-Mail
gikajimu@city.shibata.niigata.jp

発行 新発田市議会

編集 議会運営委員会



目次

2頁～3頁

- 「議会発議」の政策条例
- 12月定例会の主な内容

4頁～5頁

- 行政報告

6頁～7頁

- 議決結果
- 2月定例会の日程(予定)
- 傍聴のお知らせ ほか

8頁～16頁

- 一般質問

17頁

- 意見書の提出

18頁～19頁

- 常任委員会審査状況

20頁

- 議会トピック

- 市民の声

- 編集後記

謹賀新年

今年もよろしく
お願いします。

議長 二階堂
副議長 渡辺
議員 井畑

星中宮齋佐淡大渡入宮巖青伊高洪宮比宮加佐五十本森稲長谷高渡井
(議席番号順) 野村島藤藤谷沼部倉野 木藤橋谷崎企村藤藤嵐間田垣 道国富健幸喜隆武
幸 信 武恒長良直昭昭泰 正正善広幸和真 道国富健幸喜隆武
雄 功 人 明 男 介 栄 一 作 平 夫 俊 久 春 訓 男 正 男 雄 澄 孝 治 昭 雄 吉 子 夫 二 衛 馨

中小企業活性化推進基本条例を可決

地元中小企業の育成と受注機会の増大を考えた事業展開を期待!



▲ 議員が条例案の提案理由を説明

新発田市議会は、初めて市議会として政策的な条例を提案し制定しました。条例の名称は、「新発田市中企業活性化推進基本条例」で、地元経済を支えてきた中小企業を育成、振興するために新発田市として支援していく基本姿勢を条例化したものです。

長引く日本の景気低迷とアメリカの金融危機に端を発した世界同時経済危機にあって、地方は、これまで以上に景気が停滞し、住民の生活不安が危惧されています。

新発田市の中小企業においても同様に倒産や廃業が相次ぎ、雇用の低下、失業率の増加にあり社会不安を招いています。がんばっている企業も仕事不足から事業の維持が難しい状況です。

市内の事業所のほとんどが中小企業であり、これまで地域経済の発展に大きく寄与してきました。地域に密着した中小企業の活性化は、市の発展や市民生活の向上に極めて重要です。

このような中で、物品等の調達や各種工事施工で、市内業者への受注機会を拡大することにより中小企業の活性化を図り、市民生活に安心と明るさを取り戻し、暮らしの安定を期すため、全議員賛同の下、この条例を議会発議により制定したものです。

今後、市は条例の精神、趣旨を遵守し、関係各位の協力を得ながら、中小企業の育成、振興にいつもの努力を傾注し、新発田市経済を発展させることを期待するものです。

中小企業活性化推進基本条例の主な内容

☞ 条例の目的

この条例は、市内中小企業の育成振興を促進するもので、受注機会の増大により地域産業の活性化に関する基本理念を定めています。

市の責務等を明確にし、中小企業が供給する物品、役務、工事に対する需要を増進する施策を推進し、経営の安定、地域産業の活性化、市民生活の向上に寄与することを目的とします。

☞ 基本理念

- ① 中小企業の創意工夫と自主的努力の促進が基本
- ② 経営基盤の強化安定、雇用の増進、従業員の福祉向上に寄与
- ③ 市・関係団体・市民が理解を深め、中小企業の受注機会の増大に努める
- ④ 公正で自由な競争を阻害や制限してはならない

☞ 市の責務

市は、基本理念に基づき、中小企業の受注機会の増大により地域産業の活性化のための総合的な施策を実施する責務を有することを定めています。

☞ 中小企業の努力

中小企業は、経済社会情勢に即応し、創意工夫、ノウハウや経営の改善に努め、人材育成と従業員の福利厚生のために自主的に努力するよう求めています。

☞ 関係団体の協力

商工会議所や商工会等は、市がこの条例に基づき実施する施策への協力を求めています。

☞ 市民の理解と協力

市民は、中小企業等が地域活性化のための行事や防災、災害等の対応で地域貢献により、地域産業の活性化と市民生活の向上に寄与していることに理解を深め、物品の購入や役務、工事の発注には、市内中小企業への受注機会を増やすよう協力を求めています。



12月定例会 補正予算案可決

一般会計補正予算
2億6900万円の増額

十二月定例会において、一般会計及び特別会計等の補正予算案、教育委員会委員の任命、人権擁護委員推薦の意見、食の循環によるまちづくり条例制定や市税条例、都市計画税条例の一部改正、公の施設に係る指定管理者の指定、用地の取得等の一般議案などが提出され、慎重に審議されました。

一般会計予算
382億8700万円に

今回提出の議案で、急を要する事務事業の補正及び国県の補助内示に伴う補正などの一般会計補正予算案が賛成多数で可決されました。

これにより一般会計予算総額は、三億八千七百〇〇万円となりました。

また、街路事業用地の残地購入のための土地取得事業特別会計の予算補正や、平成十四、十五年に過大交付された財政調整交付金の

精算調整のための国民健康保険事業特別会計予算補正を含め、六つの特別会計と水道事業会計の補正予算案についても審議され、全会一致で可決されました。

用地取得予定地を現地調査

金塚住宅団地造成事業用地の取得では、議案付託を受けた建設常任委員会が審議前に取得予定地の現地調査を行いました。

委員会で活発に質疑された後、本会議において賛成多数で可決されました。



〈主な補正内容〉

職員研修及び能力開発事業 270万円

※人事評価制度導入に伴う職員研修の拡充

灯油購入費助成金支給事業 2157万円

※灯油高騰による要援護世帯の灯油購入費一部助成

児童クラブ運営事業 397万円

※川東児童クラブの開設経費

生活保護扶助費助成事業 3971万円

※医療費扶助対象者の増加に伴う追加補てん

広域基幹林道新発田南部線開設参画事業 1384万円

※事業費増額等に伴う県への負担金

西部工業団地維持管理・販売促進事業 1億3634万円

※同団地の用地購入事業所などに対する助成金

月岡温泉足湯施設維持管理事業 362万円

※車いす利用者など来訪者の利便性向上のための駐車場整備費

小・中学校施設整備事業 3973万円

※国の緊急総合対策に伴う学校耐震診断の前倒し

埋蔵文化財発掘調査事業 3778万円 減額

※発掘調査の関係機関との調整の遅れによる減額

人事

○教育委員会委員

(同意)

〔再任〕

山田 真嗣 氏

(大手町1)

○人権擁護委員

(適任)

〔再任〕

小林 廣彦 氏

(藤塚浜)

【お詫び】

前回89号3ページの7月臨時会の議案承認に関する記事で「紫雲寺中学校建設工事二十一件」とあるのは「紫雲寺中学校建設工事二件」、4ページに「人事 ○公平委員会委員(適任)」とあるのは「人事 ○人権擁護委員(適任)」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。



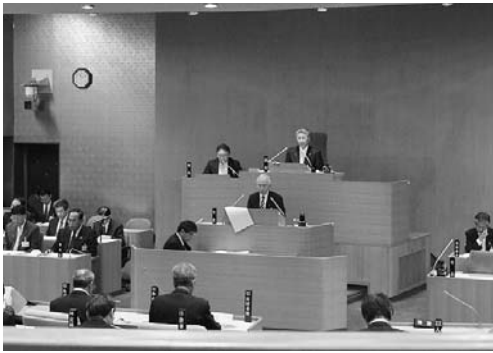
市長の行政報告

上中山水路の公共用財産 使用許可申請に係る訴訟判決

上中山地内水路の公共用財産使用許可申請に係る訴訟問題について、市長から次のとおり報告がありました。

十一月十四日に新潟 地方裁判所から判決

株式会社ナカシヨクから平成十九年一月十一日に、新発田市を被告として新潟地方裁判所に提訴されていた上中山地内における「水路使用許可請求事件」に係



る判決が十一月十四日に同裁判所で言い渡され、判決内容の説明がありました。

判決は市にとって 厳しいもの

判決は、①公共用財産使用許可申請の不許可処分を取り消す、②公共用財産使用許可申請を許可せよ、③訴訟費用は市の負担とするという主文でありました。

これは、原告の株式会社ナカシヨクの請求を認め、不許可処分は裁量権の範囲を超え、その濫用があり違法であるとするもので、被告である新発田市の主張が全く認められない厳しいものでした。

判決受入と今後の対応

この判決に対して、市長は、『悪臭に苦しむ上中山地区住民を守り、環境改善を図っていく』という一念で公



共用財産使用許可申請を不許可とした。市の主張が認められず残念であるが、司法の判断が下された以上、従わざるを得ないと判断した。これに伴い上中山地内水路の公共用財産使用許可については、十一月二十七日付けで不許可処分を取り消し、同日付けで使用許可書を交付しました。

また、今後の対応については、『これまでも上中山地区の生活環境を守ることを最優先に取り組んできたことから、今後も悪臭防止法、公害防止協定に基づき粛々と取り組み、地元、事業者、行政による積極的な協議を行っていく』としています。

主な質疑

Q 生活権を守る部分で、もっと厳しく悪臭防止法に基づいてできないか。

A あくまでも地域住民の生活を守るのが市長の責任である。まずは三者協議を徹底し、なおかつ悪臭が出た場合は悪臭防止法を適用する毅然とした態度で取り組んでいきたい。

Q 三者会談を踏まえて対処すべき。それが不可能であれば、今日これだけ強い悪臭が出ているのだから、公害防止協定や悪臭防止法に基づいた対応策が必要ではないか。

A まず二者会談、三者会談の回数を増やす。そして違反があれば、悪臭防止法の適用を視野に入れて三者協議を進めるよう指示している。悪臭が続くようであれば、測定回数を増やしたり、測定器を適切な場所に追加設置したりしたい。

Q 臭気測定を行い三年以上経過するが、一向に悪臭が絶えなく状況が改善されない。今後の具体的な展望は。

A 公害防止協定及び悪臭防止法により、立入調査も視野に置き、事業者に

改善を申し入れる予定である。

Q 家畜排せつ物処理法があるが、家畜排せつ物の処理が適正であれば悪臭は出ないと思うが、確認はどのようになっていくか。

A 業者は、豚の入替時に、豚舎の排せつ物をまとめて堆肥舎に搬入、または、外部に搬出してしていると認識している。排せつ物の処理、保管処理等については、よりいっそうの指導を行っていききたい。

Q 悪臭防止法の違反が何回となくある。防止法を適用し、改善報告を求めたのか。また、業者はどのよう改善しているのか。

A 改善報告書は、市内部や環境センター等と協議し、指導を受けている。報告書の不備を指摘し、訂正等を繰り返し求めている。今後は書面によるものか、現場での改善指示にすることを考えている。

※市長の「行政報告」を要約して掲載しています。
※「行政報告」の全文は、市ホームページに掲載しています。

その他の行政報告

県立新発田病院跡地の活用

県立新発田病院跡地の活用について、8月の市民検討委員会中間報告や市民意見を参考に、整備構想案を作成した。案は、広報しばた12月1日号や市ホームページに掲載し、市民意見を募集開始した。

整備構想は、年度内に議会、市民に示したい。

また、跡地の取得は、県と協議を続けている。11月17日には、市、議会、商工会議所の代表が揃って県知事と面談し、「平成21年度を目途に旧病院解体」「速やかな市への売却」を要望した。

知事からは、「地元要望を尊重し対応する」との前向きな回答があり、跡地取得に向けて大きく前進。

陸上自衛隊新発田駐屯地内にある資料館「白壁兵舎」

白壁兵舎の移転について、新発田駐屯地司令から具体的な位置や当面のスケジュールが示された。

移転の位置は、駐屯地内の旧營繕訓練所跡地の駐車場の市道片田線寄りに沿って配置するというもの。また、平成20年度中に仮の資料館建設、平成21～22年度に白壁兵舎の解体、設計を行うというもの。

これにより、市民の念願であった白壁兵舎の移築保存が大きく進展するものと考えている。

歴史的遺産としての価値を損なわず、可能な限り現状で移築できるよう自衛隊に要望し、市としても協力していきたい。



映画「八甲田山」にも登場した
白壁兵舎

アスベスト分析調査の結果

公共施設のアスベスト対策は、現在年次的に対策工事を進めているが、これまで国内では未使用の「トレモライト等」が発見され、改めて施設の分析調査を実施。

調査結果では、どの施設も「トレモライト等」の含有は認められなかったが、米子小学校の体育館用具庫でクリソタイルが2.4パーセント、市長室で0.1パーセントを超えたアスベスト使用が判明。いずれもアスベスト濃度は、0.1f/l（ファイバーパーリットル）以下で、大気汚染防止法の規制基準値10.0f/l（ファイバーパーリットル）を下回っていた。

米子小学校体育館の用具庫は、より安全に配慮し閉鎖中で、冬休み期間中に除去工事を実施する予定。保護者には調査結果と対策工事予定をお知らせしている。

市長室は、全体計画の中で対策を講じていきたい。

豊浦地域と上中山地区見城第二区の都市計画税課税

平成15年の豊浦町との合併後、豊浦地域の都市計画税を合併特例法に基づく経過措置により課税免除としてきた。平成21年3月で経過措置期間が切れるため、地方税法の規定により、平成21年度から豊浦地域の市街化区域内の固定資産に、都市計画税の課税を行う。

また、上中山地区見城第二区は、従来から月岡温泉区に隣接し、豊浦地域と同様の取り扱いとしてきた経緯があり、豊浦地域の課税に合わせて同時期から課税する。

該当する地区住民、納税義務者には、6月以降、説明会や文書等で周知を行っている。

(株)月岡開発の解散

(株)月岡開発は、月岡温泉の誘客促進を目的に、平成4年に第3セクターとして設立。その後、平成18年9月から指定管理事業者として業務を行ってきた。

カリオンホールではチャペルウエディング、月岡温泉で披露宴を行う結婚式を提案してきた。

しかし、近年は新しい結婚式場の誕生や若者の意識変化などで利用が急激に減少した。このため営業収益が悪化し、改善は難しいことから、臨時株主総会で平成21年3月末をもって解散することが決議された。

今後当面、市が直営管理し、カリオン文化館は、これまでどおり人間国宝 天田昭次氏の作品展示施設として、カリオンホールは、月岡温泉観光協会や月岡温泉旅館組合と協議し有効な利用方法を検討したい。

(財)落谷虹児記念事業団の解散

(財)落谷虹児記念事業団は、昭和63年4月に設立され、落谷虹児記念館の管理運営業務をお願いしてきた。

平成14年頃から入館者数の減少傾向が見られ、様々な経営努力を重ねてきたが、入館者数の減少に歯止めがかからず、現状の収支状況の中で財団法人による適切な管理運営が難しい状況にある。このことから財団法人の理事会及び評議員会において、平成21

年3月末をもって解散することが決議された。

財団法人では、著作権者を含めた関係者や県との調整を進めており、市は、それらの結果を踏まえて、今後の管理運営を検討したい。



「花嫁人形」などが展示される
落谷虹児記念館

12月定例会議決結果

12月定例会は、12月2日から22日を会期とし、市長提出議案48件、議会提出議案5件、請願・陳情6件は、各常任委員会で付託され審査した後（常任委員会審査状況18頁～19頁掲載）、本会議で下記のとおり議決しました。（※人事の決定結果は、3頁を参照ください）

12月定例会で審査された案件		審査した委員会 ※1	議決結果 ※2
市長提出議案	人事案件		
	教育委員会委員の任命		◎
	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること		◎
	条例制定		
	食の循環によるまちづくり条例	総務	◎
	条例の一部改正		
	市税条例	総務	◎
	都市計画税条例	総務	○ ※4
	紫雲寺町及び加治川村の編入に伴う新発田市税条例及び新発田市都市計画税条例の適用の経過措置に関する条例	総務	◎
	保健施設設置及び管理に関する条例	社会文教	◎
	健康プラザしゅうじ設置及び管理に関する条例	社会文教	◎
	豊浦福祉センター設置及び管理に関する条例	社会文教	◎
	紫雲寺老人憩いの家設置及び管理に関する条例	社会文教	◎
	加治川総合福祉センター設置及び管理に関する条例	社会文教	◎
	高齢者生きがいセンター設置及び管理に関する条例	社会文教	◎
	体育施設条例	社会文教	◎
	公民館設置及び管理に関する条例	社会文教	◎
	青少年健全育成センター設置及び管理に関する条例	社会文教	◎
	国民健康保険条例	社会文教	◎
	20年度補正予算		
	一般会計(第3号)	分割付託	◎
	土地取得事業特別会計(第2号)	総務	◎
	国民健康保険事業特別会計(第3号)	社会文教	◎
	介護保険事業特別会計(第3号)	社会文教	◎
	後期高齢者医療特別会計(第3号)	社会文教	◎
	農業集落排水事業特別会計(第2号)	産業経済	◎
	下水道事業特別会計(第2号)	建設	◎
水道事業会計(第3号)	建設	◎	
その他			
新発田地域広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更	総務	◎	
契約の変更(特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託)	総務	◎	
公の施設に係る指定管理者の指定(住吉コミュニティセンター)	総務	◎	
〃(佐々木コミュニティセンター)	総務	◎	
〃(御幸町ふれあいコミュニティセンター)	総務	◎	
〃(豊町ふれあいコミュニティセンター)	総務	◎	
〃(猿橋コミュニティセンター)	総務	◎	
〃(菅谷コミュニティセンター)	総務	◎	
〃(ふれあいセンター桜館)	産業経済	◎	
〃(米倉農村環境改善センター)	産業経済	◎	
〃(松浦農村環境改善センター)	産業経済	◎	
〃(宮古木コミュニティセンター)	産業経済	◎	
〃(農村婦人の家)	産業経済	◎	
〃(滝谷森林公園)	産業経済	◎	
〃(有機の里交流センター)	産業経済	◎	

12月定例会で審査された案件		審査した委員会 ※1	議決結果 ※2
市長提出議案	その他(続き)		
	公の施設に係る指定管理者の指定(五十公野公園陸上競技場、同公園野球場、同公園ゲートボール場、同公園テニスコート、同公園野外体育施設サン・スポーツランドしばた、同公園屋内体育施設サン・ビレッジしばた、市民プール、勤労者総合福祉センター)	社会文教	◎
	〃(カルチャーセンター、中央公園テニスコート)	社会文教	◎
	〃(高齢者レクリエーションセンター)	社会文教	◎
	財産の取得(金塚住宅団地造成事業用地)	建設	◎
	新発田地域広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に伴う財産処分	総務	◎
	市道路線の認定(家向3号線、稲荷岡原付線)	建設	◎
	議会提出議案		
	条例制定		
	中小企業活性化推進基本条例	産業経済	◎
意見書			
介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書		◎	
薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書		◎	
道路整備財源の確保等に関する意見書		◎	
WTO農業交渉に関する意見書		◎	
請願・陳情	介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願	社会文教	◎
	C型肝炎被害者の救済に関する意見書採択の請願	社会文教	◎
	下水道工事入札談合事件の真相究明を求める陳情書	総務	×
	入札予定価格、最低制限価格の事前公表再開を求める陳情書	総務	×
	紫雲の郷をめぐる怪文書問題と疑惑の真相究明を求める陳情書	産業経済	×
イー・モバイル(株)移動通信用地局撤去に関する陳情書 ※3	総務	△ ※5	

- ※ 1 「総務」：総務常任委員会
「社会文教」：社会文教常任委員会
「産業経済」：産業経済常任委員会
「建設」：建設常任委員会
「分割付託」：常任委員会に分割して付託
但し、審査した委員会がない案件は本会議で即決
- ※ 2 ◎：全員賛成で可決、承認、採択されたもの
○：賛成多数で可決、承認、採択されたもの
△：賛成少数で不採択されたもの
×：賛成なしで不採択されたもの
- ※ 3 9月定例会において継続審査となっていた陳情
- ※ 4 反対(日本共産党)
- ※ 5 賛成(日本共産党)

2月定例会日程予定

- 2月20日 告示日、議会運営委員会
- 2月23日 請願・陳情・意見書提出期限
- 2月25日 議会運営委員会
- 2月27日 本会議(提案理由説明・委員会付託)
- 3月 2日 総務常任委員会
- 3月 3日 社会文教常任委員会
- 3月 4日 産業経經常任委員会
- 3月 5日 建設常任委員会
- 3月 9日 本会議(会派代表質問)
- 3月10日 本会議(一般質問1日目)
- 3月11日 本会議
(一般議案・補正予算採決・一般質問2日目)
- 3月12日 一般会計予算審査特別委員会
(3セク・企画政策部長総括説明)
- 3月13日 一般会計予算審査特別委員会(総務関係)
- 3月16日 一般会計予算審査特別委員会(社会文教関係)
- 3月17日 一般会計予算審査特別委員会(産業経済関係)
- 3月18日 一般会計予算審査特別委員会
(建設関係・市長総括質疑)
- 3月23日 議会運営委員会
- 3月25日 本会議(最終日)

(注) 変更等の場合は、ホームページ・エフエムしばた等でお知らせします。

傍聴してみませんか

- ・「本会議」「各常任委員会」「議会運営委員会」が傍聴できます。
- ・午前10時から始まります。
- ・「本会議」「各常任委員会」「議会運営委員会」は、本庁舎2階の議場または委員会室で行います。
- ・傍聴希望の方は、当日本庁舎2階議会事務局までお越しください。
- ・団体等でおおぜいの方は、事前に議会事務局までご連絡ください。



**本会議を
エフエムしばた
(76.9MHz)
で生放送します**

本会議(定例会)のようすを、エフエムしばたで生放送します。生放送は本会議開始(午前10時)から終了まで全て放送します。緊急情報や休憩などにより中断することがあります。

ホームページで 市議会を知ろう

市のホームページでは、市議会のしくみや議員名簿、議会日程等を掲載しています。また、本会議で議員の質問や市長等の答弁を記録した「会議録」を検索閲覧することができます。他にも、「市議会だより」のバックナンバー(83号以降)を見ることができます。

【市ホームページ】

<http://www.city.shibata.niigata.jp/>

会議録(冊子)は、市立図書館や市生涯学習センターに設置されています。

渡辺 喜夫

中村 功

**「定額給付金」の支給に伴う市役所の業務対応と地域経済の活性化対策について
農商工連携と農水産物の「地産地消」の推進について**

**定額給付金における市の対応について
市内企業の緊急対策について**

Q 国の定額給付金をどのように実施するのか

A 今後、国から示される方針に沿って速やかに実施する

問い ①全国市長会で定額給付金に対し、「地方は丸投げでは困る」とか、「自治体によっては所得制限をしない」等、マスコミでさまざまな報道がされているが、市長の考えは。②今後の定額給付金の進め方において、条例の創設や給付に向けた事務体制の整備や時期、事務的経費はどのように措置するのか伺う。

答え ①総務省の基本的な考えは、「全世界帯全国民への年度内給付」「所得制限は基本的に設けない」「申請給付事務はシンプルで実情にあった方法」とのこと。この基本方針に沿って事務を進める。②総務省から十二月中に考え方が示される見込み。事務経費は、国からの補助金となる。一月に国会審議される見込みで、成立後は当市でも補正予算の審議をお願いする。



問い マスコミによれば、新潟市では地元企業の支援策を十二月一日から実施するとある。

当市でも市内企業の倒産、廃業が相次いでいる。当市としての独自の支援策を聞く。

答え 企業の経営支援となる制度資金の申込件数や保証料補給の件数は、前年同期比で減となっているが、業況が悪化している特定指定業種事業主が受けられる

Q 独自に地元企業への支援を!

A 制度資金を活用しやすいように支援する

セーフティネット保証の認定件数は、指定業種の拡大もあり、大幅に増加しており、安定経営に支障のある企業が多いことが伺える。市の制度資金は他市と比較しても手厚い保証料補給率を適用するなど支援策を実施している。

また、県が緊急対策として創設した「小口零細企業保証制度資金」の利用者に負担となる信用保証料を補給するなどの支援を行う。

Q 官民一体で景気浮揚のために定額給付金を

A 市内消費に繋がる商店街等の活動に期待

問い 今回の定額給付金を市の人口から計算すると約十六億円が市民へ支給される。これは、市の十九年度商工費の決算額十五億六千万円に匹敵する。市は事務作業が増えると思っくのではなく、生活支援対策と地域経済への景気浮揚に官民一体で取り組んで欲しい。そのための対策はあるのか。

答え 平成十一年に国の緊急経済対策として、地域振興券を交付した。また、十三年には商工会議所が主体となり、プレミアム商品券を発行した。経済活性化や消費喚起に効果があった。今回の定額給付金は、これまでと違い「生活対策」が目的であり、地域限定は困難であるが、この機会に市内の消費活動に繋がる商店街等によるイベントなどの活動を期待している。

問い 市の基幹産業は農業であるが、それ以上に食品加工業も盛んな地域である。餅、米菓、味噌、豆腐、漬物加工業や大きな酒造会社

が四社もある。農商工連携による技術開発と販売戦略、そして地元産物の農産物の使用状況と地産地消の積極的な推進による経済効果について伺う。

答え 市内農産物の加工利用状況は少量であり、今後、

Q 農商工連携による技術開発と販売戦略を

A 農商工連携で、アスパラガス麺等の商品化を目指す



品目数や取扱量の拡大を期待する。酒米利用は、県内産米、市内産米の利用が積極的に行われている。昨年度からアスパラキヤンペーンを軸としたアスパラガスの消費拡大に取り組んできた。農商工連携でアスパラガスを利用したアスパラ麺等の商品化に向け関係団体と協議する。生産から製造、販売という食の循環の連鎖による経済効果は大きいと考える。

その他の質問事項:「防犯灯について」「七葉地区保育園建設における周辺整備について」

新発田藩など歴史資料の調査、活用のため 専門職員の配置を

Q 専門職員を育成し
歴史的資料の
調査と活用を

問 新発田市には、藩政時代の膨大な歴史資料が残されている。近年、藩の江戸上屋敷文書が寄贈されるなど、歴史的な資料が増える一方であるが、調査、活用が追いついていない。市は、専門的な知識を有する職員を育成し配置することが必要であると考えるが、人材の確保を早急に検討してはどうか。

A 専門家や市民団体の
協力で調査・活
用を進める

答 歴史資料は年々増加してきている。藩政資料などの古文書は、市民団体の協力をもらい調査・解説し、毎年成果を図書館で展示している。

今後専門的知識を有する市民の方々の協力により、歴史遺産の調査・公開を進めたいと考える。

埋蔵文化財や民族の分野は、専門的な知識を有する職員を計画的な採用により確保している。

しかし、その他の年代や分野別に専門的知識を有する職員の採用は、現行の採用計画では困難であると認識する。

歴史資料は、市民の貴重な共有財産であり、後世に正しく伝えられなければならない文化遺産でもある。

今後とも市内の専門家や多くの市民団体から協力してもらい、当市の歴史的資料の調査、保存と活用を進めたいと考えている。



新発田藩資料展示（坪川記念館にて）

中小零細企業事業者の不況対策や支援 策は行政としてどのような施策を考 えているのか

Q 市も不況対策を早急に講ずべき

A 県の制度資金を借り入れやすくし
工事の早期発注も検討中

問 百年に一度あるかないかと言われる世界同時大不況が日本にも現実な問題として不景気に見舞われている。全業種に現れ当市においても同様な状況である。政府も対応を考えているが、不況対策ができないまま不景気に拍車がかかっている。市も不況対策を早急に講ずべきである。

答 建設業者は仕事がなく二月の資金繰りにも困っている状況であり、行政が対応することにより実施可能と考えるがどうか。

の拡大策や信用保証料の補てんや金利負担また借換融資など独自の融資など考えられないものか。②公共工事の前倒し発注はできないか。



答 ①平成二十年四月一日から市制度融資の信用保証料補給を拡充し、従来、対象貸付金額一五〇万円までであったが、同額を超え二〇〇万円以下の貸付金額に補給率二十五パーセントの項目を新設し、利用者の負担軽減を図った。

これに加え、県の融資制度「小口零細企業保証制度資金」の利用者に対して信用保証料の補給を新たに十二月十五日から実施する。

同資金を利用する小規模事業者の負担軽減と、選択肢の拡大による資金調達円滑化が期待される。

②地方経済が危機的状況になりつつある中、国の第一次補正予算が成立したが、その効果が地方経済にどのように波及するのかわからない部分が多くある。

今年度は特に後期の工事計画や工事規模及び発注時期などの見直しを図りながら施工をしてきた。

現在、新年度予算編成作業中であり、主に継続事業について債務負担行為などにより前倒し発注できるものはないか。また、早期対応可能な小規模工事を早期に発注できるかなどの検討を進めている。

大沼 長栄

渋谷 正訓

政治、経済に必須の学問新発田藩学資料の保存と開示について

問 中国の歴史書「十八史略」、周文王の徳治政治、この理想郷、理想社会を指したのがかつての新発田藩。その実現に向け学んだ学問書（漢籍）の三二五二点が図書館に保管されている。これら漢籍は、長い歴史の中で先哲、先賢が経世済民の学として書き残したものだ。新発田藩は、人々を健康、安逸ならしむため、学問振興の努力を惜しまなかった。

Q 新発田藩の学問書「漢籍」の保存や藩学コーナーの設置を

今、進行している混乱した社会状況の打開に、この漢籍が役に立つような気がする。そこで、先人が学んだ藩学の再認識の意味で市民へ更なる開示をしてはどうか。方法として、漢籍の電子データ化（保存）、漢籍の現代訳文「文庫」の取り揃え、藩学コーナー設置等を図れないか。



図書館に所蔵されている「漢籍」

答 図書館所蔵の藩政・藩学資料は、「所蔵目録」が昭和三十四年、四十九年に刊行され、市内外の利用者から申請を受け、書庫から取り出して閲覧できる。その後、東京大学の調査で、「新発田市立図書館漢籍分類目録」が作成され、現在は、京都大学でその目録から漢籍をデータ化し、「全国漢籍データベース」掲載に向け作業を進めている。読み下し書のデータ化は

今後、検討したい。漢籍の現代語訳等は、所蔵の漢学資料を解説するために揃えるよう努力したい。市図書館の特色である藩学資料の解説に必要な漢文注釈書を揃え、閲覧、展示や学習コーナーの設置を検討していきたい。また、新発田藩学の漢籍を、次代を担う小学生に伝えるため、こども道学堂事業等や日本語教育で取り組みたい。

2順目の指定管理者制度の総括と方針見直しについて
公営水道事業の基本理念を求め安全・安心な水道事業の推進をについて



新発田温泉「あやめの湯」

Q 二巡目の指定管理を前に指針を改定しては時代の流れに即し、見直すべきは見直したい

問 公の施設を第3セクター等が管理運営する「指定管理」が期間満了となる。二巡目の前に、実施経過を踏まえた事業総括を聞く。①市直営に戻す施設があるが、その理由と職員への対応は。②指定管理者制度に関して、非公募指定、指定期間の延長、議会への事業評価提示等の指針を改定してはどうか。

答 制度上の効果は充分あり、問題の発生もない。①あやめの湯は、利用率向上に反する赤字の分析のため、カリオン文化館・ホールと落谷虹児記念館は、管理団体の解散・応募者が無かったために直営とする。職員の雇用は指定管理者と協議する。②指針は、見直すべきところは見直す。公募の例外や期間延長は、必要があれば検討する。専門家を要して評価の検証を試みたい。

問 水道事業は、公営企業として、関係法令により、市民の安全安心の水を供給してきた。公営企業としての重要性を一層拡充するよう求める。①水道事業の基本理念と労使協約をどう考えるか。②関係法令や地域性、技術継続、危機管理等から事業委託は問題ありと思うがいかがか。

答 ①水道法の「清浄にして豊富低廉な水の供給」を達成するため、安全でおいしい水を安定的に供給することを基本理念とする。労使協調の重要性は認識するが、料金減少の見込みの中、可能な業務委託は必要と考える。②「民で」できることは「民で」が持論である。しかし、大事なものは職員がきちんと守ることも大切。指摘の部分は、収益をあげなければならず根本的問題を含め、改めて精査したい。

A 京都大学で目録のデータ化を進めており、展示・学習の専門コーナーも検討したい

Q 公営企業として水道事業の重要性を拡充せよ
A 重要性は認識するが可能な業務委託は必要

旧加治川村の桜公園の管理運営について 市青少年育成市民会議について

Q 大峰山の桜をどのように管理していくのか
A 地域力を活かした管理が大事と考える

問 西行法師は「願わくは、花の下にて春死なん、そのきさらぎの、望月のころ」と歌い残した。桜は日本を代表する花である。大峰山は、昭和九年国指定の天然記念物に指定された。桜公園は約三百本、百九種が植えられている。合併で管理運営はどうなるか。地域のできることは何か。市のやることは何か。いい方法は。

答 桜公園は、地元ボランティアの高齢化に伴い、管理辞退の申し出があり、今年度は専門業者に委託し、適正管理している。公園管理は、共創のまちづくりの観点から、その地域をよく知る地元住民に管理をお願いし、難しい場合は、専門業者への委託や市の直営管理を行う。地域力を活かした管理が大事であり、地元で大きく働かしていきたい。



大峰山の桜

問 本市の青少年育成市民会議は国レベルで注目されていた。全市民からの浄財と市補助金を資金に、少年国体、地域育成協議会での活躍がある。合併後の旧町村に副会長を立て、地域ごとの活力を出せる方策を早急に立てるべきと考えるがいかがか。

答 平成十六年度に市町村合併を見据えて副会長の定数を三人以内と規約改正され、十八年度に現行の二人以内となった。施行体制の充実のため、各地域からの選出常任理事を四人から十一人以内を増員された。今後の役員体制は、時々々の状況を踏まえて適正に見直されるものと考えている。

Q 青少年育成市民会議で旧町村ごと「地域活力を出せるような方策を」

A 充分な議論の中で役員体制が見直され、各地域・団体が連携して活動している

「食料供給都市」について

Q 加治川水系の用水対策は国の責任！
堆肥生産に食品加工排出原料も利用せよ！

問 農作物生産の根拠である加治川水系における用水において、天候が不十分で不安定な環境の中、現在、農家が輪番制で対応している状況である。将来的に水不足問題が重視され、国の責務として早急な対応が必要かと思われるが、国、県の対応等に市長はどのような考えか。有機資源センター管理運営について、現在、畜産農家からの搬入材料が当初の

計画に満たないという現状である。原料の確保が望まれる中、食品加工各種、食品団地等の排出原料も含め、安全性が認められる原料については、畜ふんと同様の搬入材料扱いとし、堆肥生産拡大につなげることはできないか。

答 平成十九年度から二十一年度まで、国営事業としての技術的、経済的妥当性を検討し事業計画原案を

作成する国直轄の地区調査が着手されている。調査結果を受けて事業の調整が図られるが、厳しい農業や経済の情勢を見極めでの判断になる。市は、農業用水の確保は必要不可欠であり、事業化に向け、国に要望していく。有機資源センターでは、畜ふんのみ「特殊肥料」とは別に、食品加工業等からの調理くずや学校給食の残さ等を原料に「生ごみ特殊肥料」を製造している。生ごみ特殊肥料は、量的に多く製造できないため、農地還元量も限られ、農家への周知も進んでいない。食品関連産業が比較的多い当市には、調理くずなどは肥料製造原料として有望であり貴重な資源である。今後、調理くずや給食残さなどの搬入量を増やし、利用促進と製造増加のためのライン変更など、生産拡大に向け取り組みたい。

A 国に用水対策の事業化を要望していく
食品残さ等の有望な資源を生産拡大する



佐藤 真澄

宮島 信人

市の援護行政について 水道行政(第5期拡張事業)について

Q 派遣切りで若者が路頭に迷うことのない生活相談窓口を設けては

A 各所で様々な相談にきめ細かく応じている

問 金融危機で「派遣切り」が広がっており、生活に困る若者が路頭に迷うことのないよう生活相談窓口を設け、必要な場合には、生活保護の申請を。

答 再就職のあつせんや、失業者等への職業訓練などは、ハローワークなどが相談窓口を設け、随時対応している。生活困窮者の自立支援は、社会福祉課が個別

に相談に応じ、子どもの教育相談は教育委員会が、健康相談は健康推進課など、失業者だけでなく、多様な相談窓口で市民の相談に応じている。

また、社会福祉課では、生活実態など詳細についての相談にも応じ、生活保護法に基づいた対応をしており、今後もきめ細かい対応をしていきたい。

就職相談窓口



Q 水道拡張事業では社会情勢から地域に配慮を

A 多額の投資をしております早期加入を促すもの

問 現在進められている水道第五期拡張事業の対象集落住民から、十年前前に陳情したが、当時より戸数が減り高齢化世帯の年金暮らして工事負担金を払うのは困難との訴えがある。

市長あてに使用確約書を提出したが、水道を利用していない場合にペナルティはあるのか。低所得者や生活困窮者には、一定の基準で補助を受けられる制度の創設を。

答 第五期拡張事業は、水道料金、加入金、国庫補助、借入金など多額な資金を投入して実施し、原則全戸加入を前提に開始した。低いつなぎ込み率が問題になっている。確約書は、一日も早く水道に切替えてもらうためのもの。ペナルティはないが、早期加入をしてもらいたい。

補助制度は、水道料金等を原資とする公営企業である水道事業になじまない。

その他の質問事項：「保育行政について」

市の農業施策について

Q 新発田の元気の源は広大な水田であり市の活性化には農業施策が重要である

問 ①今年度、生産調整未達成面積六十ヘクタールを踏まえて、未達成農家に対する見解とその弊害を伺う。②市の農業施策立案にあたって、JA北越後、農業委員会、土地改良区、各地域の農家組合等と個別かつ総合的な意見交換や要望は行ってきたのか。③食の循環と言うが、その根拠を成す食料自給率と堆肥センターの稼動状況、センター

が抱える課題は。④特別栽培米の作付に対する実効的な施策や予算化をどう考えるのか。

当市の活性化は、農業にありという観点で質問をした。立派な県立病院や城の復元、駅前が整備されたが、元気がない。

新発田の成り立ちと発展してきた経過を振り返ると広大な水田にこそ、元気の源があると考えます。

A 食料供給基地として充分に素質あり更なる取り組みを推進する

答 ①未達成者は二九人あり、主食用米の需給情勢を充分理解し、国の生産調整メリット対策の活用により、他作物を作付することで農地の有効活用と所得確保に向けて取り組む。未達成による弊害は、達成農家の配分に不利益はない。②農業施策の立案や事業の実施を協議するために三つの協議会がある。米の計画の生産の推進、担い手育成と農業経営安定、地消地産

の推進など、農業施策の検討、立案、提言をしており、様々な意見要望が出されている。③市独自試算で、米の自給率は五〇〇パーセントを超え、全体でも二一五パーセントで食料供給基地として充分高い数値。有機資源センターは計画の六五パーセント程

度の稼働率。堆肥原料となる畜ふん搬入量が増えないことが課題。④特別栽培米作付は、県内でも低位にあり更なる取組み推進が必要。関係の協議会から産地づくり交付金として一〇アールあたり六千円から八千円を支援する。



都市計画税の徴収について 公民館や体育施設等の使用料徴収について

Q 旧豊浦町の都市計画税は再延長を
A 既に法定の課税免除措置は最大限活用済み

問 旧豊浦町には都市計画法による事業を実施していない。恩恵のないところからの課税は均衡と公平性に欠くものである。経済危機や風評被害に弱い観光地、低米価と物価高騰に泣く純農家での課税は再延長すべき。課税の場合、環境や活性化策を講じる考えがあるのか。

答 現行法上、課税区域の限定はできない。例えば都市計画事業が一部実施の場合

合でも、市街化区域全域が課税対象となる。豊浦地域の都市計画税は、合併特例法の経過措置も含め、法で認められる最長五年間の課税免除としてきた。新年度からの課税を理解して欲しい。公共下水道事業等を都市計画事業として実施している。今年度から月岡温泉足湯進入路環境整備事業により市道美装化工事を行っている。



問 社会教育施設の公民館、図書館、博物館。公民館のみ無料化されていない。しかし、旧町村は、公民館活動や体育施設利用を文化芸術、学習、そして各種スポーツの拠点として大事にした。無料化が文化活動を醸成した歴史があった。旧町村より都市は財政力があり各地区の伝統あるコミュニティを残す事が課題であり、無料化の継続を強く望みたい。

答 現行の地区公民館では、合併調整により、社会教育関係団体の使用料は全額無料としている。中央公民館は、同様の場合でも四割減免である。市内の公民館や体育施設等の使用料が異なるため、「受益者負担の原則」「使用料算定方法の明確化」を基本に見直した結果、四割減免に統一することにした。一年間の激変緩和措置を設け、料金改定を行う。

Q 地区公民館活動の発展には使用料無料の継続を
A 受益者負担の原則の下、減免率を市内統一に

その他の質問事項：「消火栓の器具箱設置助成について」「住宅リフォーム助成等について」

来年度予算編成における重点課題への取り組みについて

Q 来年度の予算編成において
どのような思い入れで農業施策を行うのか

問 未曾有の経済危機の下、来年度予算は難しい編成を迫られている。この困難な時局にあつて、市長は新発田市の「まちづくり」の根幹を為す農業について、とりわけ「米作り」を中心とした農家や、農村地域や、水田に対して、どのような思い入れを持って政策立案し、予算編成を行うのかを問う。

答 近年の農業・農村を取り巻く環境は、厳しい状況にあるが、農業の基盤となる農地は、単に食料供給だけでなく、水源のかん養、洪水の防止など多面的機能を持ち、田園景観の保全と形成に重要な役割を持つ。新発田市水田農業推進協議会は、米の生産数量目標を増加分し、環境保全型農業への誘導と担い手の育成を図り、農地の環境保全と有効活用を推進している。国は、米粉や飼料用米などの作付拡大により農地の有効活用を図り、耕作放棄地は、市ではなく、利用者がどう活用するかが重要と考える。

A 「耕畜連携による農畜産物の高付加価値化」などを重点施策とし、各種優先施策を設定

地再生利用農業者等に交付金を交付している。これらの制度、対策を周知し、農地保全と有効利用を推進し、農村地域の景観保全と形成に努めたい。また、少子高齢化を踏まえて、国が農業政策をどう変革するかである。ほ場整備後の三割減反では、適地適作を農業者自らが考えるべき。耕作放棄地は、市ではなく、利用者がどう活用するかが重要と考える。



「水田に浮かぶ島のように」と評された新発田市

渡部 良一

比企 広正

「平成21年度政策大綱」について

A 歳入不足は事務事業の徹底的な見直しで対応

Q 二十一年度予算編成における歳入歳出と、歳入不足の予想と対応は

問 「二十一年度政策大綱」に関して、世界的経済不況を背景に、三位一体改革、地方経済の疲弊による税収の縮減などで財政状況は一層の悪化を強いられることとなるが、次年度予算編成における歳入歳出の予想、歳入不足見込みの根拠と対応を伺う。

答 概算要求段階の一般会計歳入は、景気低迷による企業業績の悪化や新年度の固定資産税の評価替えに伴い市税が六億四千万円減少し、地方交付税が三億五千万円減少する見込み。近年にない厳しい状況。歳出は、職員の退職手当や公債費が増加し、前年に比べ四・七パーセント増加する。二十七億六百万円が不足で、事業の優先度、緊急度、費用対効果を検証し、徹底的な事務事業の見直しを図り、本予算要求を行いたい。

A 状況を見極め整備計画の策定を進めたい

Q 駅周辺の橋上化構想への対応と

問 「中心市街地の整備」に関して、駅の橋上化構想への対応、県立病院跡地の利用整備構想と今後のスケジューリングを伺う。(他に子育て支援、教育課題、市役所建設構想などについて)

答 駅利用者や駅周辺の住民から意向調査や通行量調査を実施した。バリアフリー化と東西間交流の促進に向け計画策定を進めたい。整備手法や実施時期は、税



共同調理場（学校給食）の整備と食育について

Q 紫雲寺共同調理場の建設計画は

問 「平成二十年度新発田市の教育」の中で学校給食事業が示されているが、施設設備の保守整備や学校給食物資に関する会議の具体的な内容とは。

老朽化した紫雲寺共同調理場は、雨漏りや炊飯室・洗浄室の配管の腐食とボイラーの故障などトラブルが絶えず、いつ給食作りに支障をきたすか分からない状態が続いている。給食を受託するNPO法人「ネットワークこころ」

は、紫雲寺町時代から地場産の食材を多く取り入れ、地産地消に努めている。「安心・安全」な給食作りが出来る環境整備を早急に取り組んでもらいたい。今後の見通しは。

答 学校給食は、学校教育活動の一環という基本理念により事業を進めている。「新発田市の教育」で学校給食の事業内容として、施設設備とは、六箇所の共同調理場、八箇所の単独調



老朽化した紫雲寺共同調理場

A 「学校給食調理場再編整備計画」で市内全体の調理場について検討中

調理場の施設改修及び調理機器等の保守、備品・消耗品の管理を示している。会議は、十二人の栄養教諭等と年六回の献立作成に係る会議、食材等物資選定会議のほか、児童生徒の嗜好調査や給食指導計画策定に係る会議等が主なもの。紫雲寺共同調理場は、建築後四十年近く経過した施設であり老朽化が著しい。他にも、建築後かなりの年数が経過し、調理業務に

支障をきたしている施設が複数あり、整備が必要な状況にある。施設設備の老朽化、衛生管理基準、児童生徒の減少、給食コストの適正化等に対応し、食育推進の視点を加えた「学校給食調理場再編整備計画」を検討している。紫雲寺共同調理場の具体的な建設時期は明言できないが、早急に整備が必要なこと認識は共通して持っている。

予算編成過程の公開を 行政評価の見直しを

Q 市民が市政に関心をもてるよう
予算編成の過程を開示しては

A 予算編成方針はHPで公開を始めた

問 当市でも来年度予算の編成方針がネット上で公開されるようになった。さらに進めて予算編成の過程も公開してはどうか。財源不足の中で、市が優先順位をつけて予算案をつくる過程が公開されれば、市民の市政への関心が大きく高まるであろう。

答 予算編成過程の公開は、平成十四年度から政策大綱を公開しており、今年十一月から予算編成方針についても市ホームページに公開した。今後、県内他市の状況も見極め、公開のスケジュールやどのレベルまで公開できるかを検討し、出来るだけ先取りしていきたい。



Q 行政評価に新たな視点や基準を加味しては

A 行政評価自体も見直して事業評価している

問 行政評価制度における諸施策や事業の位置づけについて、新たな視点、基準も加味して、次のように見直してはどうか。事業主体（市、地域住民、両者の協働）による三分類、事業の必要度（必然的・絶対的か、選択的・相対的か）による分類である。これにより、市の目指す道が市民に理解されることになる。

答 計画の進行管理だけでなく、行政評価自体も毎年見直している。「市が行うもの」「市と地域が協働で行うもの」「地域が行うもの」「実施しないもの」の四分類と民間で出来るものは民間で、外部委託など事務事業自体の見直しを検討中である。法定か市単独かなどの任意性分析を行い、各事業の重要度、必要度を見直して行政評価している。

14回分の妊婦健診の無料化を 無保険の子どもの取り扱いについて

Q 無料の妊婦健診五回を十四回にしては

A 国が地方の負担を軽くすれば可能ではないか

問 ①他市の取り組み状況は。②当市は、健診五回まで無料だが、十四回までの無料化に取り組めないか。③「里帰り出産」は適用できないか。④安心して出産ができるため「周産期医療」、妊婦の救命救急体制の現状と課題を伺う。

答 ①県内で十四回健診が一市、五回が十四市など。②国から公費負担拡充後の健診基準として健診時期や項目が示された段階で検討したい。国が地方の負担を軽減すれば、市は精一杯取り組む。③県内及び近県の一部地域で利用可能。五枚の受診券を里帰り前に利用するようにしている。④市内での出産対応の医療機関は、三つの開業医と県立新発田病院で、開業医ではかかりつけ患者に緊急事態があつた場合に、対応できない場合は県立病院に紹介するなど周産期救急に対応できる体制になっている。

Q 滞納等による子どもの無保険状態に救済を

A 国の救済策の動向に合わせて作業を進める

問 保護者が国民健康保険を長期にわたる滞納により、中学生以下の子どもが無保険状態になる実態と今後の救済策、四月から国民健康保険法が改正されるまで、市内の子どもの保険証の取り扱いを伺う。また、学校での被保険者証の写しが必要とする教育行事は何か。教育的配慮について伺う。

答 中学生以下は、十一月一日時点二十世帯三十四人に資格証明書交付。就学前児童には、短期証を交付。国の救済法案成立の動きに合わせ、子どもを資格証明書交付対象外とする方向で作業を進めている。被保険者証は、修学旅行などの宿泊を伴う学校行事の際に必要とするが、写しを封筒に入れ封印するなどプライバシー保護に配慮している。

？ 教えて「子どもの無保険」とは…
国民健康保険(国保)の保険料を滞納したため保険証の交付を受けられない世帯の子どもがいます。子どもは「無保険」状態となり、病院へかかる時は全額負担を求められることとなります。

その他の質問事項: 「中小零細企業への支援策について」

一問一答方式で 一般質問・答弁を活発に



このたびの12月定例会では、「一問一答方式」を試行的に取り組んでみました。
今までの「総括質問方式」と同じく議員に与えられた時間は答弁を含め45分ですが、いくつか改善したこの方式では活発な議論が期待できます。

今までの「総括質問方式」

これまでの本会議での一般質問方式は下記のとおりでした。

- 議員が質問項目全てを一括して質問し、市長等は一括答弁
- 質問回数は3回（初回、再質問、再々質問）

よって、質問に対して焦点が不明瞭なまま質疑を終えるなど、活発な議論になりにくいなどの問題がありました。

そこで

今回取り組んだ「一問一答方式」

このたび取り組んだのは、下記のとおりです。

- 質問の回数制限を廃止
- ひとつの質問項目ごとに市長等の答弁
- 納得がいくまで質問・答弁を繰り返す
- 与えられた時間を有効活用するため、議長脇机に残時間を表示
- 再質問からは、議論が活発にできるように市長と対面する位置に質問者の席を設置

よって、議員と市長等の質問・答弁のやりとりが分かりやすくなりました。



市民の負託に今後も一層お答えするためにも議会改革を推進していきます。

市内の中小零細企業への 緊急支援策について こどもの「無保険」問題について

A 新たな制度資金に対する支援を実施する

Q 深刻な不況下の中小零細企業に緊急に対策を講じられないか

問 金融危機による不況などで、市内の中小零細企業は深刻な状況である。負債額一千万円以上の倒産は、昨年七件、今年は十一月までで十件もある。
緊急対策として、制度融資の拡充、県の「資金」利用者に対しての信用保証料の助成、工事の前倒し発注などはできないものか。

答 県が緊急対策として小規模企業者のために創設した制度資金の信用保証料の補給を十二月十五日から実施する。
市発注工事は、後期の工事計画や工事規模、発注時期などを見直しながら施工してきた。継続事業は、前期倒し発注、小規模工事の早期発注を検討している。
また、国・県の動向を見極めながら、迅速に対応をしていきたい。

Q 「子ども無保険」は児童福祉の観点からも今すぐ保険証を発行すべき

問 「子ども無保険」が全国的な問題となり、短期保険証を発行する自治体が増えた。九月議会の市長答弁で「検討を指示する」とのことであったが、その後、どう検討したのか。病気になることも医者にかかれぬことがないよう児童福祉の観点からも、今すぐ保険証を発行すべきと考えるが見解は。

答 小中学生を資格証明書交付対象から外すことを念頭に、他市の状況把握に努め、国の調査結果と通知を踏まえて検討してきた。
新潟県知事が、市町村の意向を受け、法令改正を国に要望し、国も救済法案の成立に動いており、子どもの保険証の取り扱いをめぐる環境が整いつつある。市もこれに沿って作業を進めている。

A 国に先んじて子どものために作業を進める

Q 「子ども無保険」は児童福祉の観点からも今すぐ保険証を発行すべき



その他の質問事項：「介護保険第四期計画について」

介護労働者の処遇改善をはじめ 介護保険制度の改善を求める意見書

8年前に「介護の社会化」をスローガンにスタートした介護保険制度は、現在深刻な問題を抱えている。よって、3年毎の介護報酬の改定時期となる2009年4月に向けて、介護労働者の処遇改善をはじめ、介護保険制度の改善をはかるために、下記の事項の実現を求めるものである。

記

1. 介護報酬を引き上げ、介護労働者の処遇改善、介護の人材確保を行うこと。
2. 利用者のサービス制限を取り止め、必要な介護サービスの保障を行うこと。
3. 以上を実現するために、保険料や利用料の引き上げではなく、介護保険に対する国の負担を大幅に増やすこと。

(提出先) 衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣
厚生労働大臣

薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の 救済に関する意見書

薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者は命を失うものも多数おり高い医療費負担や生活に苦しみ、社会差別・偏見を受け国の責任による救済を求めている。

1. カルテがないC型肝炎患者についても、薬害C型肝炎患者と認定し、「特措法」の適用による救済を図ること。
2. ウイルス性肝炎患者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、障害者認定、障害者年金制度の拡充をはじめとした医療費・生活費の助成措置、インターフェロン治療費補助の改善等の早期実現を図ること。
3. 専門的な治療体制の整備を図ること。
4. 早期発見、早期治療と肝炎患者に対する社会的偏見、差別を解消するための啓発、相談支援の強化を図ること。
5. 薬害再発防止策の構築を図ること。
6. 総合的な肝炎対策の根拠法となる肝炎対策基本法を制定すること。

(提出先) 衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 法務大臣
財務大臣 厚生労働大臣

意見書の提出

12月定例会では、意見書4件を可決。可決した意見書は、内閣総理大臣並びに関係大臣等にそれぞれ送付しました。



道路整備財源の確保等に関する意見書

移動手段の大半を自動車に依存している地域が多く、高速道路など主要幹線道路のネットワークをはじめ、防災対策や医療・通学など生活面においても、まだまだ道路整備は不十分である。さらに、道路の維持管理は、今後老朽化した橋梁等において維持補修費の増大が見込まれ、積雪寒冷地での冬期交通機能を確保するため、除雪、防雪対策の強化が必要である。

1. 地方が必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方に配分されてきた3.4兆円以上の額を確保し、地方税財源の充実強化を図ること。
2. 道路特定財源を構成している国税・地方税ともに、暫定税率分も含めた現行税率を維持すること。
3. 政府が検討する新たな交付金は、従来の交付金以上に地方の自由度を拡大する制度とすること。また、地方道路整備臨時貸付金についても維持・充実を図ること。

(提出先) 衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣
厚生労働大臣 財務大臣
国土交通大臣 経済財政政策担当大臣

WTO農業交渉に関する意見書

自給率が著しく低いわが国にとって、食料増産を通じた食料主権の確立はまさに国益そのものである。

については、生産者が将来に自信と希望を持って農業を営めるよう、次の事項の実現について強く要望いたします。

1. 100%を超える農産物関税は対象品目数を厳しく制限するとともに、食料純輸入国にのみ一方的な犠牲を強いる上限関税は断固阻止すること。
2. 国内農業生産、地域経済の維持等に不可欠な米麦、乳製品などの基幹品目を守るため、十分な数の重要品目を確保すること。
3. ミニマム・アクセス米は現在でも極めて過重な負担となっており、重要品目の取り扱いについて最大限の柔軟性を確保すること。
4. 輸入急増の影響に対処し得る特別セーフガード(SSG)の仕組みを堅持すること。

(提出先) 衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 外務大臣
農林水産大臣 経済産業大臣

総務常任委員会

委員長 渋谷 恒介

付託案件は、分割付託を含め議案17件（うち陳情2件）、また、9月定例会からの継続審査の陳情1件の計18件を審査し、陳情3件は不採択、他議案は可決すべきものとしました。

■陳情について

「イー・モバイル(株)移動通信基地局撤去に関する陳情書」は、市に許可権限がないこと、実害が確認されないことから不採択としました。

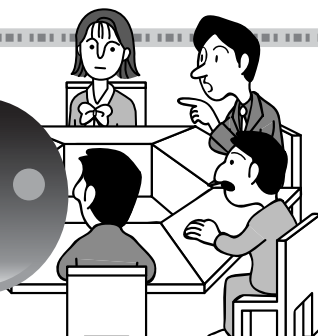
しかし、住民の電磁波による健康被害への不安が大きいため、事業者に対して住民への説明責任を果たすよう市から引き続き申入れすることや、今後、この種の問題に対応するための条例や指導要綱等の策定について検討を行うよう要望しました。

■条例制定について

「新発田市食の循環によるまちづくり条例」の制定は、画期的な条例であることから、食育基本法との関連、食育と知育・徳育・体育との関係、食品残さに対する事業者責任、食の土台である農産物や農業者との関連、地消地産・地産地消の意味、市民への啓発等に対して、全委員から慎重、且つ前向きな質疑討論が行われ、委員全員の賛成により可決すべきものとしました。

■公の施設の指定管理者の更新について

「コミュニティセンターに係る指定管理者の更新」は、制度施行後に色々な問題点が出てきていることから、9月定例会での市長答弁を踏襲し、「新発田市指定管理者に関する指針」の見直しを検討するよう要望しました。特に各地区のコミュニティセンターや福祉施設等は、その性質上、契約年数の大幅な見直しが必要であり、他自治体との比較検討も含めて検討するよう要望しました。



審査状況

社会文教常任委員会

委員長 佐藤 武男

付託案件は、分割付託を含め議案19件（うち請願2件）、審査の結果、議案はすべて可決すべきものとしました。

■請願について

「介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願」、「C型肝炎被害者の救済に関する意見書採択の請願」の請願2件は、委員全員の賛成で、願意妥当とし、採択すべきもの決しました。

■一般会計補正予算について（当委員会所管分の一部紹介）

「平成21年4月から子どもに短期被保険者証を交付する救済策が国会を通った。子どもの無保険を解消したい。子どもの命に関わることだから、一時も早く短期証の発行をしようというものである。今本会議の一般質問の市長答弁で『短期証の発行を2月1日にも行いたい』と回答があったが、部長のまごころ対応としてどう響いたか聞きたい。新潟市は1月から出来て、なぜ新発田市は出来ないのか」の質疑がありました。

これに対して、「市長から出来るだけ早く対応するように指示された。鋭意努力し、新潟市より早く送付するようにしたい」と健康福祉部長から答弁がありました。

なお、新発田市では、短期被保険者証は12月16日付で該当者に発送したとのこと。市長や職員の手早さの対応に対し感謝します。

産業経済常任委員会

委員長 長谷川 健吉

付託案件は、分割付託を含め議案11件(うち陳情1件)、審査の結果、陳情1件は不採択、他議案は可決すべきものとしました。

■議会発議の条例制定について

議会発議された「新発田市中小企業活性化推進基本条例」の審査では、一日も早く実行性が上がることを願って全委員の賛成で可決しました。

■一般会計補正予算審査について(当委員会所管分の一部紹介)

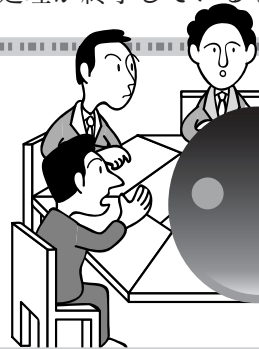
西部工業団地の約1億3600万円補正内訳の質疑に、「新発田鍛工(株)と三幸製菓(株)に対する助成金、トナミ機電工業(株)、(有)テクノサービス新潟、(有)新潟サンクリーンへの奨励金」との答弁がありました。

林道南部線の開通に伴う効果と維持管理についての質問に、「林道の施業道だが、利用価値が高まるよう地元生産組合と話を詰める。維持管理補修費等は、県と協議して進める」と答弁がありました。

月岡温泉足湯駐車場整備での、駐車場の位置や台数等の質疑に、「足湯付近でホテル摩周、ホテルひさご荘の側に約21台分」と答弁があり、その後、一般会計補正予算審査は全員賛成で可決しました。

■陳情について

「紫雲の郷をめぐる怪文書問題と疑惑の真相究明を求める陳情書」審議は、(株)紫雲寺記念館の臨時株主総会議決事項に沿って、既に処理が終了しているものであるとして不採択としました。



常任委員会

建設常任委員会

委員長 井畑 隆二

付託案件は、分割付託を含め議案5件、審査の結果、議案はすべて可決すべきものとしました。

■一般会計補正予算について(当委員会所管分の一部紹介)

「工事の前倒し発注について、本年度でまだ対応できるものがあるのではないか、市民要望に対応できるものがあるのではないか」の質疑に、地域整備部からは、「本年度工事は、八十から九十パーセントの進捗率であることから、また、限られた職員で対応していることもあり、本年度工事の前倒しということは無理がある。現在、新年度予算の単独費の中で前倒しとして早い時機の発注を検討していきたい」との答弁がありました。

また、上下水道部では、「入札制度改革により低入札となっているため、入札差金が生じている。それを活用したい。設計、積算等、日数を要するが、景気対策のため、年明け早々に発注し、年度完成できるものを入札差金で執行していきたい。また、国庫債務負担行為である「ゼロ国」の活用を図るため、年度内発注できるよう県と調整ができました。二月議会で予算計上をお願いしたい」との答弁がありました。

その他の質疑、討論を終結し、一般会計補正予算(第三号)についてのうち当委員会所管分の審査は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、当委員会が付託を受けたその他の議案の審査を行い、全て可決すべきものと決しました。

市民の声

今回、新潟大学の授業の関係で、初めて議会（建設常任委員会）を傍聴しました。

私は、新発田市の者ではないので、具体的な場所等は全く分からなかったのですが、それでも議員の方や市役所の方の白熱した話し合いを聞いていたら、まるで自分が住んでいる地域について討論されているような興奮を覚えました。

議会を傍聴して

菅野優美

大学で建設について学んでいて思うのは、建築・土木は人々の生活を支える本場に一番下の大事な基盤だということですね。

物質的な面だけでなく、精神的な面も豊かに出来るような都市基盤の整備を、今後も行っていくって欲しいと思います。

ありがとうございました。



.....議会トピック.....

新発田市・聖籠町議員協議会 新大教授を迎えて研修会を実施



新発田市・聖籠町議員協議会は、両市町の全議員で構成され、地域の課題解決や議員の研鑽を高めるため、研修会や意見交換を行っています。

去る11月21日聖籠町において、新潟大学法学部 田村 秀 教授を講師に招き、研修会を実施しました。

田村教授から、「地方自治の諸課題と地方議会の果たす役割」と題して、「拡大する自治体格差」「地域振興の課題」「地方議会の果たすべき役割」など、各地の事例を交えての講演がありました。

「模索を続ける自治体で“勝ち組”と“負け組”が現れ始めている」「ないものねだりでなく地域の素材で勝負を。B級グルメで地域おこしを」と自治体で生き残り競争や地域活性化戦術が始まっており、変貌する地方自治体にあつて、議会の果たす役割の重要性を強調し、全国各地で議会改革が進められてきている現状の話がありました。

参加した議員からも質問が相次ぎ、議会改革の必要性和議員の責任の重大性を改めて自覚していました。

本市議会 行政視察状況 (11月~1月)

- ① 視 察 先
- ② 視察内容

☆建設常任委員会

- ① 鈴鹿市、西尾市
- ② 庁舎建設事業

☆新発田駅周辺等整備調査特別委員会

- ① 八街市、千葉市
- ② 駅橋上化事業

☆民主クラブ

- ① 京丹後市、北名古屋市
- ② 議会基本条例

編 集 委 員

委員長	本間 道治
副委員長	高橋 幸子
委員	五十嵐 孝雄
"	稲垣 富雄
"	星野 幸雄
"	斎藤 明人
"	宮島 信昭
"	巖 正春
"	高野 昭平
"	宮野 真澄
"	佐藤

編集後記

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

さて、十二月議会は、アメリカ発の一〇〇年に一度といわれる金融危機による景気低迷、「派遣切り」という深刻な事態の進行の中で行われました。

十七議員の一般質問のうち中小企業緊急支援対策を四議員、定額給付金について二議員、「派遣切り」労働者対策について一議員が取り上げました。

市独自の緊急対策についての答弁はなく、今後事態の推移を見た対応が求められます。

さらに、子どもの無保険問題について二議員が質問、その後、短期証の交付が行われています。

なお、特記すべきは、議員発議の「中小企業活性化推進基本条例」が全会一致で採択されたことです。条例が精神規定に終らせないよう見守りたいと思います。

〈文責 編集委員 佐藤 真澄〉